

審 査 基 準

令和4年1月31日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項 : 第13条第2項
処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の再交付
原権者(委任先) : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項(駐車監視員資格者証用写真の添付)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間 : 14日(行政庁の休日を除く)
申 請 先 : 岐阜県警察本部交通部交通指導課及び岐阜県内の各警察署
問 い 合 わ せ 先 : 岐阜県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(電話 058-271-2424)
備 考 :